

- 園内研修等において、さらに新たな観点からの理解や認識が得られるとともに、課題とその対応に関する提案などがなされます。そして、職員間で子どもや保育について学びを深めることにより、個々の実践によって得られたものが関連性を持って整理され、次第に体系的なものとなっていきます。
- さらに A では、共有され深まった理解を、保育指針に基づく評価の観点に照らし合わせ、保育所全体として大切にしている価値や今抱えている課題を明確にします。このことにより、次のステップに向けて取り組む職員全員の意欲や姿勢が形成されていきます。
- こうした評価の過程を通じて、それぞれの保育所の保育理念・基本方針・保育目標が、地域の実態に即した形で明らかになることで、その保育所における保育の独自性が示されることとなり、保育の計画や実践に向けてのさらなる創意工夫へとつながっていきます。
- この一連の結果を保護者や地域住民等に対して公表したり、外部評価を得たりすることによって、評価の客観性が保たれるだけでなく、それぞれの評価の過程もより深まり、発展すると考えられます。

(2) 自己評価の具体的展開

- 1年の保育の流れにおける自己評価の進め方は、概ね図2のようになります。これを参考に各保育所で独自に自己評価の計画を立案することが必要です。

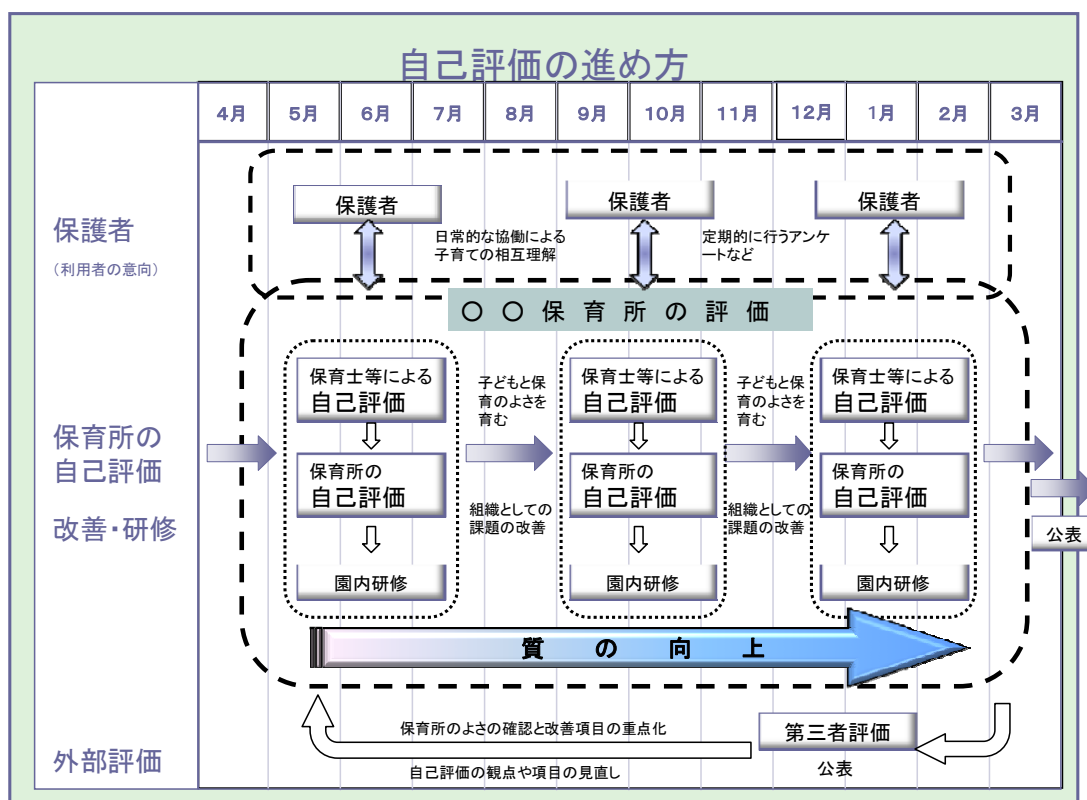


図2 自己評価の進め方

- 保育所の自己評価は、計画的かつ見通しをもって進めていくことが重要です。このため、施設長は、共に学び合う職場環境を醸成しながら、保育所全体で自己評価の取組を積極的に進めていけるようにします。
- その際、常勤と非常勤、保育士と保育士以外の職員の区別なく、可能な限り全員が、保育所の自己評価に参加できるよう配慮することが大切です。このことにより、主観に基づく保育士等の自己評価の妥当性がより高められ、保育士等一人一人の主体的で意欲的な自己評価への参加が促されます。
- ただし、勤務時間等の状況に配慮して、複数のグループに分かれて比較的短時間の交替制で実施する、書類の増加を最小限にするなどして、自己評価が過重な負担とならないように工夫することが望まれます。
- 自己評価を具体的に展開していくためには、様々な方法があります。ここでは、3つの方法を例として示します。

- 第一に、保育士等の個々の実践の振り返りを最大限に生かす方法です。
- 第二に、日誌やビデオ等の記録をもとに多様な視点から振り返る方法です。
- 第三に、既存の評価項目等を利用して振り返る方法です。

- これらを参考に、各保育所ではこの 3 つの方法のいずれかに限定するのではなく、これらの方法を組み合わせるなどして創意工夫を図るとともに、保育士等が主体的に参画して自己評価を実施し、学び合っていくことが大切です。

A： 保育士等の個々の実践の振り返りを最大限に生かす方法

【考え方】

保育士等の職員は、日々の保育実践から様々な情報を得て、自らの保育経験として蓄積しています。それらの中には、保育士等が意識して言語化しているものと、無意識に蓄積しているものがあります。

この方法では、保育士等の間で保育経験の蓄積を自由に出し合います。こうして、自らの保育を言語化することによって、保育士等（個人）としても保育所（組織）としても、改めて確認したり、新たな認識や考え方に至ることを促します。

【方法】

- 保育士等がそれぞれ保育実践を振り返って、よかったこと、課題となること等をグループで、できるだけたくさん出し合います。その際、受容的な雰囲気大切に、各自が自由にコメントを付箋紙等を書いて張り出す等の方法で行うことにより、経験年数や職種、あるいは保育士等の個性などにかかわらず自由に意見を表明することが促されます。
- 次に、全員でそれらのコメントをいくつかのカテゴリーに分類します。この取組を通じて、個々の保育士等の経験が、保育所における保育の中でどのような位置づけや意味を持つのかが問い直され、保育士等に共有されていきます。さらに、コメントをカテゴリーの下位項目として整理しながら、修正したり補ったりしていきます。
- 以上の作業を通じて導き出された評価項目に基づいて、各保育士等が自らの保育実践を評価し、それらを互いに照らし合わせながらその具体的な内容について話し合ったり、集約したりします。

- その評価項目に基づいた自己評価を一定期間ごとに行い、項目を構成し直すグループでの作業を年に1回行うなどして、評価項目自体の改善も進めていきます。

【効果と留意事項】

この方法は、日々の実践の振り返りに基づく方法であり、保育士等の主体的で意欲的な参画をより促すことが可能です。そして、日常の保育実践に基づいて、自由なコミュニケーションの中で振り返ることによって、身近なものとして自己評価に取り組むことが促されます。また、個々の経験に基づいて行うため、保育士等が自らの経験を生かして、自分自身の課題として評価に取り組んでいくことができます。さらに、自己評価の過程により保育士等の相互理解が深まり、改善に意欲的に取り組む環境が形成されます。加えて、この方法では過重な準備の必要がありません。

ただし、この方法は保育士等の主観に頼る面があるため、評価の客観性を高めるよう、第三者評価等の外部評価と組み合わせて実施していくことが望まれます。

B： 日誌やビデオ等の記録をもとに多様な視点から振り返る方法

【考え方】

日々の保育実践の記録等を自己評価の資料として生かすとともに、職員間で資料を共有します。これらをもとに、身近な記録を多様な視点で吟味することにより、改めて確認したり、新たな認識や考え方に至ることを促します。

記録を活用して保育所の自己評価を進めていくことにより、日誌や資料を通して客観的に保育を振り返ることの重要性が認識されるとともに、職員の協働性が高まります。

【方法】

- 保育日誌や個々の子どもの記録、指導計画の評価・反省欄の記録や保育実践を録画したビデオ等の資料を保育士等全員で共有します。
- その上で、これらの記録をもとに、保育士等がそれぞれ気づいたり感じたりしたことなどを、話し合いやグループでの取組等の中でできるだけ多く自由に出し合います。なお、その際、ワークシートや付箋紙等を用いるなどの工夫をして、全員が意見を出しやすくすることが大切です。

- そして、A の方法と同様に、全員でそれらのコメントをいくつかのカテゴリーに分類します。この取組を通じて、個々の保育士等の視点が検証され、保育所全体で共有されていきます。さらに、コメントをカテゴリーの下位項目として整理しながら、修正したり補ったりしていきます。
- 以上の作業を通じて導き出された評価項目に基づいて、各保育士等が自らの保育実践を評価し、それらを互いに照らし合わせながらその具体的な内容について話し合ったり、集約したりします。
- その評価項目にもとづいた自己評価を一定期間ごとに行い、項目を構成し直すグループでの作業を年に1回行うなどして、評価項目自体の改善も進めていきます。

【効果と留意事項】

この方法では、保育士等が共通のイメージのもとで経験や視点を交わし合うことが可能になります。

記録に基づいて協働して振り返ることによって、より具体的に、また客観的な視点から自己評価に取り組むことが可能です。

また、保育士等が、自らの経験や視点を認識し、自分自身の課題として評価に取り組むことが可能です。さらに、ケース検討をしていくための資料を蓄積していくことにもつながります。

この方法は、保育士等の相互理解が促され、保育所のよりよい職場環境の形成が期待されます。

ただし、検討の際、記録が実践そのものではないことに留意し、実践における保育士等の直観的な認識を過小評価しないよう留意する必要があります。また、記録の準備などが過重なものとならないよう配慮することが大切です。

なお、ビデオ等の記録も、記録者の視点に基づいていることに留意して活用する必要があります。

C： 既存の評価項目を利用して振り返る方法

【考え方】

保育指針に基づく第三者評価等の既存の評価項目を用いて自己評価を行います。その際、評価後のカンファレンス等を通し、職員間で共通認識をもつことが求められます。個々の保育士等の自己評価とその根拠を示して話し合うことによって、保育実践についての認識等を確認し、整理することを通して、それ

ぞれの保育所の自己評価につなげていく方法です。

【方法】

- 第三者評価の項目など既存の評価項目を用いるなどして、保育所の特徴や、保育士等の意見から、独自の自己評価項目を準備します。この方法においては、すべての保育士等の意見を考慮することが大切です。
- 保育士等が、評価項目に沿って、自身の保育実践を振り返り、記述します。
- グループでの話し合い等により、一人一人の保育士等の自己評価を示し、検討し合う中で、各項目について、保育所としての自己評価を行います。その際、保育実践について職員間で様々な角度から検討していくことが重要です。
- 評価項目にもとづいた自己評価を一定期間ごとに行い、グループで項目を構成し直す取組を年に1回行うなどして、評価項目自体の改善も進めていきます。

【効果と留意事項】

AとBの方法が日々の実践を出発点として保育経験の蓄積を共有する過程そのものであるのに対し、Cの方法は既存の評価項目等から出発しているため、個々の保育士等の自己評価の結果を保育所の評価としていく過程に重点を置いています。

個々の評価を相互にすり合わせていく過程で、自らの保育実践とその保育所の保育のあり方をより客観的に振り返る視点が涵養されます。また、保育士等が、保育所全体の取組に目を向けてより包括的な評価が可能になります。

ただし、この方法では、既存の評価項目を使用することによる弊害も危惧されます。自己評価の取組においては、自ら作成した保育の計画やそれに基づく実践を着眼点をもって振り返り、評価項目につなげていく過程が大切です。評価項目だけを取り出して点検するのではなく、保育所における自己評価の全体像をとらえていきます。このため、評価項目の不断の見直しや、評価の根拠となった事例等を語り合うことなどがが必要です。また、カンファレンス等が個々の保育士等にとって意欲的に参画でき、意義を感じられるものとなるよう配慮することが求められます。

4. 結果の公表と情報提供

(1) 結果の公表の意義

- 児童福祉法第48条の3及び社会福祉法第75条では、利用者等への情報提供が努力義務として規定されており、特に、保育所の保育方針、保育内容等に関する事項について情報を開示し、保護者等が適切かつ円滑に選択し、保育所を利用できるようにすることを求めています。

また、保育所は地域にひらかれた社会資源として、地域社会との交流や連携を図り、保育所の機能を十分に発揮しながら、保育内容等について説明したり、保育に関する情報を提供していくことが求められています。

これらのことを踏まえて、保育内容等の自己評価についても積極的に情報提供することが求められます。

- 保育指針では、「保育所の社会的責任」として以下のように規定しています。

「保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない」(第1章「総則」の4.「保育所の社会的責任」(2))。

また、「保育の自己評価」について次のように示されています。

「当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない」(第4章「保育の計画及び評価」の2.「保育の内容等の自己評価」(2)「保育所の自己評価」ア)。

「保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましい」(第4章「保育の計画及び評価」の2.「保育の内容等の自己評価」(2)「保育所の自己評価」イ(イ))。

- 保育所における自己評価の結果の公表により保護者や地域住民等とのやりとりが行われ、保育の内容等について相互理解を深めることが重要です。
- 保育所の自己評価及びその公表に関して、様々な人の意見を汲み取りながら、それらを踏まえて保育の改善等に取り組んでいくことが望まれます。このことにより、保護者や地域社会との信頼関係が構築されていきます。

(2) 公表の方法

- 自己評価の結果及びそれを踏まえた改善に向けての取組等について、様々な方法により公表します。
たとえば、園だよりなどの定期的な通信への掲載等により保護者に公表する方法や、ホームページや地域の広報誌への掲載等により広く周知する方法などがあります。
- 自己評価の結果については、保護者会や懇談会、また地域の集まりや関係者会議などで説明しながら意見を聴取することも大切です。
- 評価の根拠や改善内容の示し方などについて、各保育所で創意工夫することが求められます。
- 自己評価の結果を踏まえての改善の過程や経過などについても、よりわかりやすく公表することが重要です。自己評価に継続的に取り組むことにより保育所の組織性が高まり、保育の改善が図られていきます。
- 自己評価の結果の公表にあたっては、個人情報の保護に十分留意することが必要です。

	自己評価の観点	保育指針（主に関連する箇所等）
II 子どもの 達援助	<p>3 養護と教育の一体的展開</p> <p>① 主に乳児保育における養護と教育の一体的展開</p> <p>② 主に1、2歳児の保育における養護と教育の一体的展開</p> <p>③ 主に3、4、5歳児の保育における養護と教育の一体的展開</p>	<p>第1章 総則</p> <p>2 保育所の役割（2）</p> <p>3 保育の原理（1）保育の目標</p> <p>第3章 保育の内容</p> <p>前文</p> <p>1 保育のねらい及び内容</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>第4章 「保育の計画及び評価」</p> <p>1 保育の計画 等</p>
	<p>4 環境を通して行う保育</p> <p>① 保育の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的環境 ・ 物的環境 ・ 空間 ・ 自然や社会事象等 <p>② 環境の構成・再構成</p>	<p>第1章 総則</p> <p>2 保育所の役割</p> <p>3 保育の原理</p> <p>（2）保育の方法（3）保育の環境</p> <p>第2章 子どもの発達 前文</p> <p>第3章 保育の内容</p> <p>1 保育のねらい及び内容</p> <p>2 保育の実施上の配慮事項</p> <p>第4章 保育の計画及び評価</p> <p>1 保育の計画（2）指導計画 等</p>
III 保護者 に対する 支援	<p>1 家庭との緊密な連携</p> <p>① 子どもの成長の喜びを共有</p> <p>② 保育内容等の説明・応答責任</p> <p>③ 子育てに関する相談・援助</p> <p>④ 保護者への個別支援</p> <p>2 地域における子育て支援</p> <p>① 保育所機能の開放</p> <p>② 関係機関との連携</p> <p>③ 情報提供</p>	<p>第1章 総則</p> <p>2 保育所の役割</p> <p>3 保育の原理</p> <p>（1）保育の目標（2）保育の方法</p> <p>4 保育所の社会的責任（2）（3）</p> <p>第3章 保育の内容</p> <p>2 保育実施上の配慮事項</p> <p>第6章 保護者に対する支援</p> <p>1 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援</p> <p>3 地域における子育て支援 等</p>

	自己評価の観点	保育指針（主に関連する箇所等）
IV 保 育 を 支 え る 組 織 的 基 盤	<p><u>1 健康及び安全の実施体制</u></p> <p>① 健康の保持及び増進</p> <p>② 安全・衛生管理</p> <p>③ 家庭や保健・医療機関等との連携</p> <p><u>2 職員の資質向上</u></p> <p>① 保育の計画</p> <p>② 保育士等の自己評価</p> <p>③ 保育所の自己評価</p> <p>④ 研修</p> <p><u>3 運営・管理、社会的責任</u></p> <p>① 法令等の遵守</p> <p>② 個人情報の取扱と苦情解決の責任</p> <p>③ 施設長の責務</p>	<p>第5章 健康及び安全</p> <p>1 子どもの健康支援</p> <p>2 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>4 健康及び安全の実施体制等</p> <p>第6章 保護者に対する支援</p> <p>2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 等</p> <p>第4章 保育の計画及び評価</p> <p>2 保育の内容等の自己評価</p> <p>（1）保育士等の自己評価</p> <p>（2）保育所の自己評価</p> <p>第7章 職員の資質向上</p> <p>3 職員の研修等 等</p> <p>第1章 総則</p> <p>4 保育所の社会的責任（3）</p> <p>第7章 職員の資質向上</p> <p>1 職員の資質向上に関する基本的事項</p> <p>2 施設長の責務 等</p>

関係法令等

○保育所保育指針 第4章「保育の計画及び評価」-「2. 保育の自己評価」

2 保育の内容等の自己評価

(1) 保育士等の自己評価

ア 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

イ 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮すること。

(イ) 自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育課程及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましいこと。

○社会福祉法第75条 第1項

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用する者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

○社会福祉法第78条 第1項

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

○児童福祉法第48条の3

保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びに、その行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

○保育所における質の向上のためのアクションプログラム

3. 具体的施策

(1) 保育実践の改善・向上

【ねらい】 養護及び教育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。

① 自己評価の推進

国は、保育現場における自己評価が円滑に実施され、養護と教育の充実が図られるとともに、当該自己評価を基盤とした客観的な第三者評価にも資するよう、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成する。

(4) 保育を支える基盤の強化

【ねらい】 (1) から (3) に掲げる保育所の取組を支えるための保育環境の改善・充実が図られるよう、国及び地方公共団体による支援体制等を整備する。

① 評価の充実

子どもの保育に加え、子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援、地域の家庭的保育への支援など幅広い機能を担う保育所の役割を踏まえ、国は、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成するとともに、これを踏まえ、現行の第三者評価に関するガイドライン（「保育所版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」（平成17年5月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知）を改定する。〔一部再掲〕